



# 人・農地プランの実質化について

令和元年7月

Ver. 1

農林水産省

# なぜ“今”人・農地プランの実質化なのか？

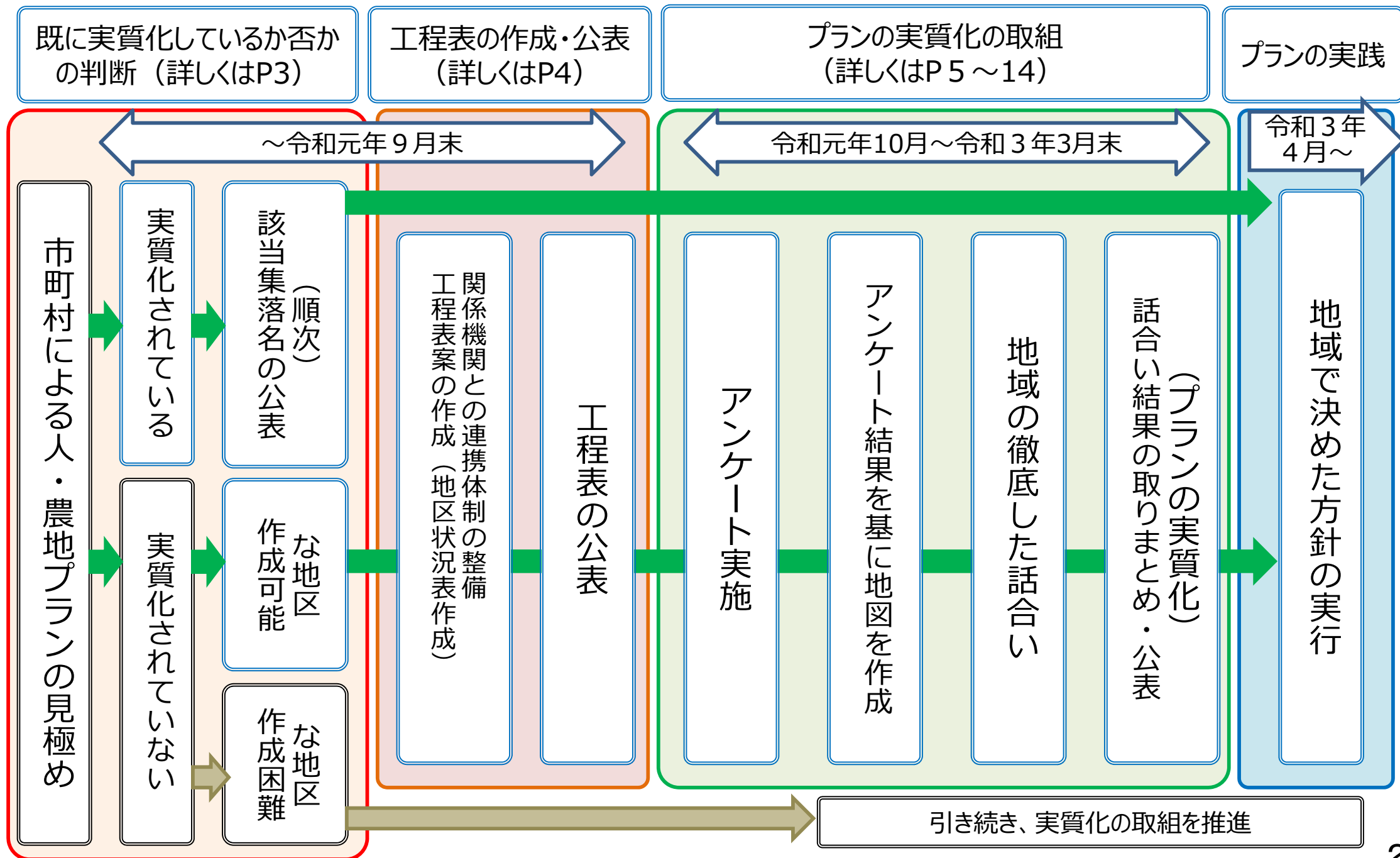
これまで地域の農業を支えてこられた方達は、地域での徹底した話し合いにより、ほ場整備、機械・施設の導入、地域の共同活動などに取り組み、地域の農業・農地を守り、発展させてきました。

一方、こうした方達が高齢化する中で、これからの地域の農業を担っていく世代が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約化を進めていくには、まさに「待ったなし」の状況です。

地域の皆さんがこれまで営々と築き上げてこられた地域の農業・農地を、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいきたいと思いませんか？

今こそ、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の話し合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていく必要があります。

# 人・農地プラン実質化の取組の流れ



# 既に実質化している人・農地プランの区域の判断

市町村は、これまで作成した人・農地プランのうち、これまでの取組によって、**既に実質化している**と判断できる区域について公表します。

## 既に実質化しているか否かの判断基準

人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、**対象地区内の過半**の農地について、近い将来の農地の**出し手と受け手が特定**されている区域です。

### <算式>

$$\frac{\text{近い将来の受け手（中心経営体）の現状経営面積} + \text{近い将来の農地の出し手の貸付予定面積}}{\text{対象地区内の農地面積（※）}} > 50\%$$

※ 農地面積には基本的に遊休農地を含みますが、遊休農地を含めると既に実質化しているか否かの判断が厳しくなる集落については、農地面積から遊休農地を除くことができます。

➡ 「50%」は更なる農地の集積・集約化へのスタートラインです。

## 例) 複数集落を範囲とするプラン

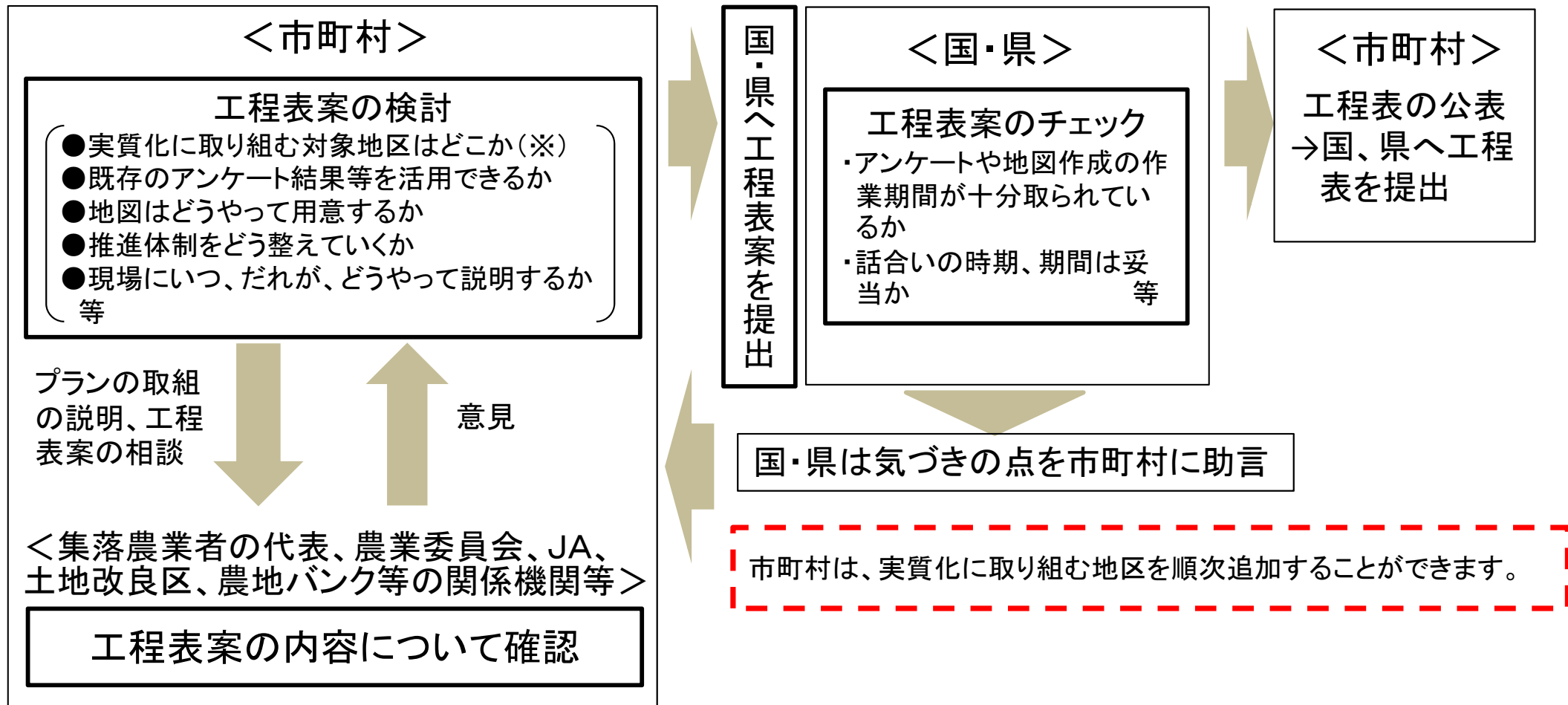
話合いはA、Bの集落ごとに実施。

| A集落                                                                                           | B集落                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>農地面積100ha</li><li>受け手面積30ha</li><li>出し手面積30ha</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>農地面積100ha</li><li>受け手面積20ha</li><li>出し手面積5ha</li></ul> |
| 60ha/100ha=60%                                                                                | 25ha/100ha=25%                                                                               |
| 既に実質化                                                                                         | 実質化していない                                                                                     |

A集落は、農地の集積・集約化の余地があるため、引き続き、貸付け意向の掘り起こし等の取組を実施。  
B集落は、中心経営体や農地の集積・集約化に向けた将来方針が明確になっていないため、実質化に向けた取組を実施。

# 工程表の作成・公表手順

市町村は、「実質化していない」と判断した区域について、プランの実質化を円滑に進めるため、集落代表や連携する関係機関等と相談しながら、実質化に取り組む対象地区ごとに工程表案を作成し、公表します。



※ これまでに作成したプランの区域を改めて変更する必要はありません。

実質化に取り組む範囲だけが「**実質化された区域**」となります。



# 人・農地プランの実質化とは？

次の**1から3までの地域の話合いのプロセス**を一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「**実質化された人・農地プラン**」とします。

## 1 アンケートの実施

対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を行います。

## 2 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握します。

## 3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を決めます。

# 人・農地プランの作成手順①

## ステップ1 地域の声を聞きます

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケートを行います。

### 実質化に必要なアンケート調査の回答割合

回答してくれた農地所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の**少なくとも過半**を占めていることが必要です。

(担い手への農地集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにします。)

### ポイント

- 1 農地の貸付けや農地バンクの活用に関する意向など、プラン実現に必要な項目も、積極的に把握します。  
(農業委員会による意向把握の取組と連携しましょう。)
- 2 **アンケート以外の方法**で将来の農地利用の意向が把握できていれば、それを使うことができます。

### アンケート調査への支援

- 人・農地問題解決加速化支援事業
- 機構集積支援事業 (農業委員会事務局の意向調査等支援)

### <アンケート例>

例えば、次のようなアンケートが考えられます。  
(項目は、地域の状況に応じて、追加・修正してください。)

氏名：〇〇〇〇 電話番号：  
年齢：〇〇才

- 農業後継者はいらっしゃいますか。
  - 1 経営主の家族・親せき
  - 2 1以外の農業者
  - 3 後継者のメドはついていない

必須
- 現在耕作する農地を今後どうしたいですか。
  - 1 耕作する農地を拡大したい
  - 2 現状の耕作規模を維持したい
  - 3 耕作規模を縮小し、貸したい、売りたい
  - 4 耕作をやめて、貸したい、売りたい
  - 5 分からない

任意
- 農地バンクをどう活用したらいいと思いますか。
  - 1 農地所有者は、原則、バンクに貸付け
  - 2 農業をやめる人は、原則、バンクに貸付け
  - 3 農地の受け手は、原則、バンクに貸付け
  - 4 分からない

任意

※農業委員会は、アンケート結果を基に、貸付け意向のある個別の農地の地番・面積等を把握しましょう。

# 人・農地プランの作成手順②

## ステップ2 地域の状況を地図化します

地域のアンケート等で把握した状況などを地図に落とし込んで、話し合いに活用します。

### 地図活用の優良事例

ある中山間地では、75歳以上の耕作者の分布状況について、現在と10年後を地図に落とし込み、後継者の確保状況と合わせて、話し合いで活用しています。

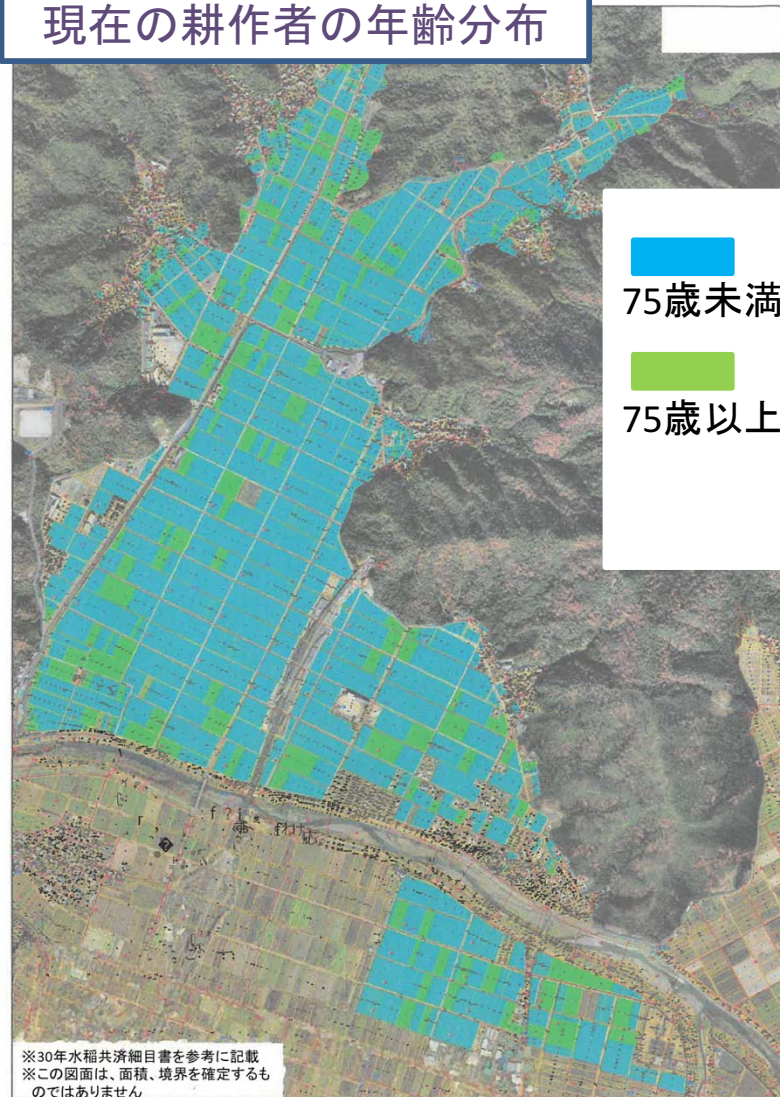
### ポイント

地図の作成に際しては、農地情報公開システム等の地図情報システムを活用します。

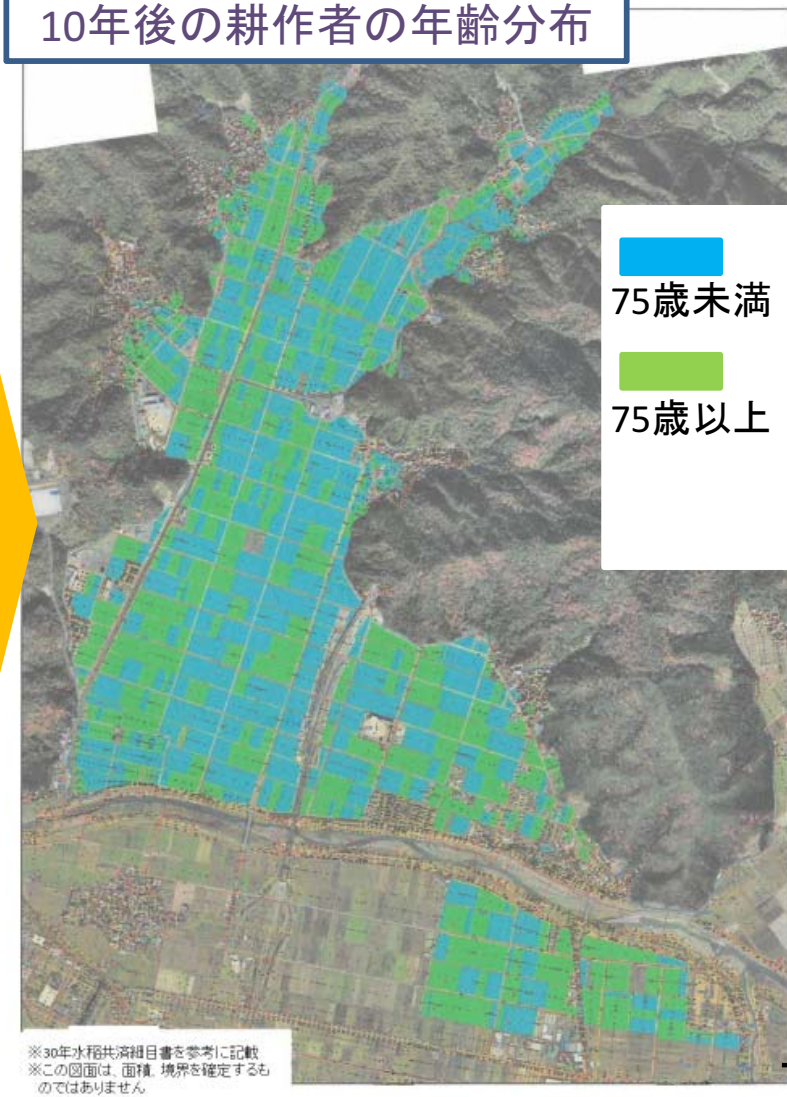
### 地図作成への支援

→ **人・農地問題解決  
加速化支援事業**

### 現在の耕作者の年齢分布



### 10年後の耕作者の年齢分布

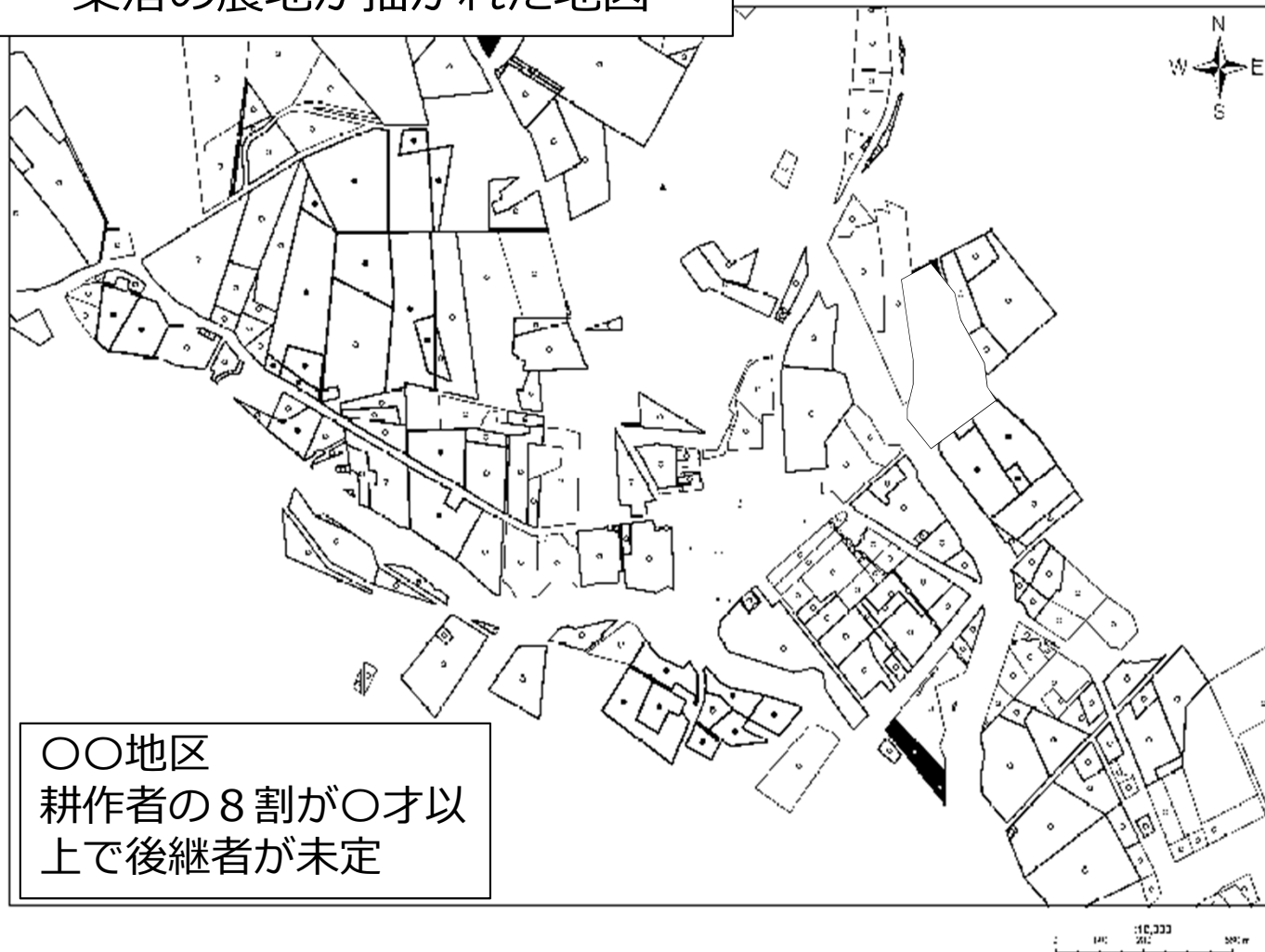




一筆ごとに地図に記載していく必要はありません。

例えば、「この地区で耕作している方の8割が〇才以上で後継者がいません」といったように書き込むことでも十分です。

集落の農地が描かれた地図



### ポイント

地図を囲んで、参加者が考えていることを、お互いに書き込んでいきましょう。

### 地図作成への支援

→ **人・農地問題解決加速化支援事業**

# 人・農地プランの作成手順③

## ステップ3 地域の様々な機会を活用し、5～10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらうのかについて話し合います。

### 話合いのコーディネーター役

- 1 市町村職員、農業委員・推進委員を始め、現場で汗をかいている人が参加し、コーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、農業委員・推進委員のほか、地域の実情に応じて、
  - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けの話合いを主導する **JA**
  - ・基盤整備に関する話合いを主導する **土地改良区**
  - ・貸付け意向の掘り起こしを行う **農地バンク**

など地域のコーディネーター役を担う組織が**サポート**します。

※ コーディネーター役には、話合いの進行、盛上げ、参加しない方の農地利用の意向等の情報提供、制度・支援措置の説明・助言等が期待されます。

### ポイント

- 1 地域の話合いが行いやすいように、**原則として集落の範囲**で行います。
- 2 入作者や新たに地域で農業を行うことに意欲的な方にも**参加を働きかけ**ます。  
農業委員・推進委員などコーディネーター役は、協力して地域の方に声を掛け合いましょう。
- 3 出席する方の負担を軽くするため、集落の寄合いなど**既にある話合いの場**を積極的に活用します。

### 地域の話合いへの支援

→ **人・農地問題解決加速化支援事業**

話合いに参加する農業委員・推進委員への支援

→ **農地利用最適化交付金**

## コーディネーター役となる専門家の派遣

市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地バンク等だけではコーディネーター役が不十分な場合、市町村からの要請に基づき、普及指導員や営農指導員などのＯＢ・ＯＧ、行政経験のある地域の方などを**コーディネーター役**として**農業経営相談所が派遣**してくれます。

## 専門家のプロフィール（例）

写真

農林 太郎

(のうりん たろう)

【資格等】

農業改良普及指導員（〇〇県）

【連絡先】

○○○○@○○○. J P

職歷等

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※これまでの職歴を記載してください。

専門分野（得意分野）

○○○○○○○○○○○○○○○○

※これまで担当された業務の内容や実績を記載してください。

## ポイント

- 1 専門家には、
  - ・ 集落営農の組織化・法人化
  - ・ 多面的機能支払交付金の活動組織の設立
  - ・ 中山間地域等直接支払交付金の集落協定の策定など、**地域の話合い活動の推進に携わった経験を持つ方**が登録されます。
- 2 市町村は、農業経営相談所がホームページで公表する専門家のプロフィールを見て、**地域のニーズ**に合った方の派遣を要請します。

## 専門家派遣への支援

→ 農業経営者サポート事業

# 人・農地プランの作成手順④

## ステップ4 話合いの結果をまとめます

原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として定めます。

### 中心経営体への農地の集約化の将来方針

- 1 誰が将来にわたって集落の農地を担っていくのかを、話合いを通じてみんなの共通した「将来方針」にします。
- 2 中心経営体だけでは農地を引き受けきれない場合、「将来方針」として、**地域外からの新たな人材の受入れの方針**を定めます。

※「将来方針」を実現するために必要な次のような内容も積極的に定めましょう。

- 貸付け意向のある農地の地番・面積  
(農地利用最適化交付金の**成果実績払**の対象とする場合には、地番、面積の把握が必要です)
- 農地バンクの活用方針
- 基盤整備への取組 等

### ポイント

- 1 「集落」の範囲は、**地域の実情に応じ  
て柔軟に設定**することができます。
- 2 話合いの結果を取りまとめる際に行ってきた「検討会」の手続きは、これまでと同じです。

### 検討会実施への支援

→ **人・農地問題解決加速化支援事業**



# 実質化された人・農地プラン（必須項目） 記載例

| 市町村名 | 対象地区名<br>(地区内集落名)     | 作成年月日  | 直近の更新年月日 |
|------|-----------------------|--------|----------|
| 〇〇市  | 〇〇地区<br>(A集落、B集落、C集落) | 〇年〇月〇日 | 〇年〇月〇日   |

## 1 対象地区の現状

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ①地区内の耕地面積                            | 〇〇ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 〇〇ha |
| ③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計             | 〇〇ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 〇〇ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 〇〇ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 20ha |
| (備考)                                 |      |

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者aが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

B集落の水田利用は、中心経営体である〇〇営農組合や認定農業者bが担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者cと基本構想水準到達者dが担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

C集落の水田利用は、中心経営体である△△営農組合が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者e、fと認定新規就農者gが担っていく。

# 実質化された人・農地プラン（任意項目） 記載例

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

|                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>例 農地の貸付け等の意向</p> <p>貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇㎡となっている。</p>                                                                                                                                                        |
| <p>例 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p> |
| <p>例 基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>                                                                                                                               |
| <p>例 作物生産に関する取組方針</p> <p>米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。</p>                                                                                  |
| <p>例 鳥獣被害防止対策への取組方針</p> <p>地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>                                                                                                                 |
| <p>例 災害対策への取組方針</p> <p>水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。</p>                                                                                                                                                       |

## （参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

|   | 農地の所在（地番） | 貸付け等の区分（㎡） |      |      |
|---|-----------|------------|------|------|
|   |           | 貸付け        | 作業委託 | 売渡   |
| 1 | 〇〇町〇〇番    | 〇〇〇〇       |      |      |
| 2 | 〇〇町〇〇番    | 〇〇〇〇       |      |      |
| 3 | 〇〇町〇〇番    | 〇〇〇〇       |      |      |
| 4 | 〇〇町〇〇番    |            | 〇〇〇〇 |      |
| 5 | 〇〇町〇〇番    |            | 〇〇〇〇 |      |
| 6 | 〇〇町〇〇番    |            |      | 〇〇〇〇 |
| 計 |           | 〇〇〇〇       | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |

※ 農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話合い等を通じて、貸付け意向のある個々の農地の地番や面積を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていくことが大切です。

※ プランをそのまま公表する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

# 人・農地プラン以外の地域の「取決め等」の活用

人・農地プラン以外の地域における「取決め等」の話し合いの過程で、**人・農地プランの実質化と同様の取組が行われた場合**には、その特定の区域を、**実質化された人・農地プランの区域**として取り扱うことができます。

## 判断の手順

### 取決め等の作成者

取決め等を関係市町村の人・農地プラン担当へ通知

### 関係市町村

#### <確認すること>

- ① 取決め等で定めた特定の区域について、
- ② プランの作成手順と同じ方法で、
- ③ アンケート調査、地図による現況把握を行い、
- ④ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めているかどうか

※ 「取決め等」には、例えば、集落営農組織に集落内の相当部分の農地利用を任せる旨定めた集落独自の「取決め」も含まれます。

**OKなら実質的なプランの区域として取り扱う**

## 取組のイメージ

例えば、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織が地域資源保全管理構想を策定するまでの過程において、プラン実質化の取組を取り込みます。

#### 【地域資源保全管理構想の策定手順】

- 1 農村の構造変化に対応した保全管理の目標の設定
- 2 保全管理の内容や方向の設定
- 3 推進活動の実践

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

- 4 地域資源保全管理構想の策定・提出

#### 【プランの実質化を行う場合】

プランの実質化と同じ取組を合わせて行う

**構想策定の過程**で、  
① 農業者の年齢や後継者の有無等のアンケートを実施し、  
② その結果を落とし込んだ地図を活用して話し合い、  
③ 5～10年後の農地利用を担う中心経営体を決めます

実質化されたプランと同じ内容（P12）を添付して市町村へ提出

**OKなら地域資源保全管理構想の区域（一部でも可）を実質化された人・農地プランの区域として取り扱う**

# 人・農地プランの実現に向けた取組

人・農地プランは、作成するだけでなく、**実行**することが大切です。

## 地域における取組

- 1 市町村は、プランに定めた「中心経営体への農地の集約化の将来方針」の**進み具合を確認**します。
- 2 例えば、「将来方針」に定めた
  - ① 中心経営体への農地の集約化
  - ② 地域外からの人材の受入れなどが思うように進んでいない場合には、対策を検討するなど、**不断の検証**を行います。

※ プラン実質化で連携した市町村、農業委員会、農協、土地改良区、農地バンクなどの関係機関は、「将来方針」の実現に向けても、一体となって支援していきましょう。

## 国による対応

- 1 実質化されたプランは、支援措置の要件となっていますので、国においても**プランを確認**することとされています。
- 2 国は、プランが実質化していると判断しがたい場合には、プランを取りまとめた市町村に対し質問したり、改善点などの**指導を行う**こととされています。



# 新たな人・農地プランの取組への支援措置

## 1 新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる地区を対象とする支援措置

### ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。

### ・機構集積協力金のうち地域集積協力金

人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

### ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金（農地耕作条件改善事業の実施地区）

基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

## 2 新たな人・農地プランにおいて「人」（今後地域の中心となる経営体）を対象とする支援措置

### ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ

広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

### ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成支援タイプ

農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

### ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、経営開始時を支援する資金を交付します。

### ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）

経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

# お問い合わせ先

人・農地プランに関して、  
ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

|                                                            |                                                          |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 北海道農政事務所生産経営推進部担い手育成課<br>深澤、廣瀬、飯鳶<br>電話番号 011-330-8809(直通) | 近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>北浦、毛利<br>電話番号 075-414-9017(直通)    |
| 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>村上、平柳<br>電話番号 022-221-6241(直通)      | 中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>中村、西嶋<br>電話番号 086-224-9414(直通)  |
| 関東農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>北川、今川、原<br>電話番号 048-740-0376(直通)    | 九州農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>溝手、山中<br>電話番号 096-300-6317(直通)    |
| 北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>古里、伊藤<br>電話番号 076-232-4318(直通)      | 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課<br>下地、比嘉<br>電話番号 098-866-1628(直通)     |
| 東海農政局経営・事業支援部担い手育成課<br>山下、小倉<br>電話番号 052-715-5191(直通)      | 経営局経営政策課組織経営グループ<br>松本、村田、永代、古園<br>電話番号 03-6744-0576(直通) |